

「君津市の公園・緑地」 ・ ・ 市民に身近な憩いの場

※ この項は、里山活動事例発表会（里山のにぎわい）を都市緑化祭に合わせ、内みのわ運動公園・君津市民体育館で行うにあたり、市民生活にとって重要施設である公園・緑地等について、里山活動にも大きくかかわる関係から資料を掲載します。資料は市都市整備課から提供いただきました。

○公園・緑地について

公園や緑地はなぜ必要なのか

- ☆都市をつくるときの中心部となるため
- ☆連続した市街地をつくらないため
- ☆都市気象を緩和するため
- ☆住み良い環境をつくるため
- ☆住民のコミュニティをはかるため
- ☆健康の維持増進を助けるため
- ☆都市防災のため
- ☆自然環境・生物資源の確保のためなど、・・・たくさんあります。

公園や緑地の種類

- ☆目的をもってつくる公園
 - 国民公園（皇居外苑・新宿御苑など）
 - 都市公園⇒身近な公園（例：大野原公園など）
 - 【一般に公開する公園】
- ☆自然景観などを保全するための公園
 - ・国立公園　・国定公園　・自然公園
 - 【制限のある公園】

都市公園の種類及び設置基準

都市公園（営造物公園）には、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などがあり、次の種類や設置するための基準があります。

君津市には、街区公園はじめ89箇所の都市公園があります。

☆大規模公園（大きな公園）・・・本市にはない。

広域公園　主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。

☆都市基幹公園

総合公園⇒君津市にはありません

【休息・観賞・散歩・遊戯・運動等に利用する公園】

運動公園（例：内みのわ運動公園）⇒1箇所

【運動に利用する公園】

☆住区基幹公園

街区公園（例：中野中央公園・中野南公園など）⇒72箇所

【250mの範囲内に居住する者が徒歩で利用する公園】

- 近隣公園(例:大野原公園・塚田公園など)⇒8箇所
【500mの範囲内に居住する者が徒歩で利用する公園】
- 地区公園(例:かずさ4号公園)⇒1箇所
【1Kmの範囲内に居住する者が徒歩で利用する公園】
- ☆特種公園(風致公園・動植物公園・歴史的公園など)
- ☆緩衝緑地(例:君津緩衝緑地など)⇒2箇所
【公害の防止や緩和及び工場などからの災害を遮断するための緑地】
- ☆都市緑地(例:小糸川沿岸緑地など)⇒3箇所
【自然環境の保全や都市景観などのための緑地】
- ☆緑道(例:大道沢緑道)⇒1箇所
【災害の時の避難路確保などのための緑道】

その他の公園」

- 君津市には都市公園の他に市立公園16箇所、農村公園6箇所があります。
- また、子供の遊び場が10箇所あります。
- ☆市立公園(例:亀山湖畔公園など) 16か所
- ☆農村公園(例:久留里市場農村公園など) 6か所
- ☆子供の遊び場(例:中野東前子どもの遊び場など) 10か所

公園・緑地の維持管理

- 公園や緑地を、一定の状態を守っていくには、いろいろな管理が必要となります。
- 次のようなことを考慮し、作業を実施しております。
- ☆利用者が使いやすい状態でなくてはならない。
- ☆利用者が安全に使うことができなくてはならない。
- ☆動植物や生物の環境を守らなければならない。
- ☆少ない費用で大きな効果を上げなければならない。

公園・緑地の管理者及び管理業者

公園・緑地の管理者は君津市ですが、実際に草や芝を刈ったり、ゴミを集めたり、植木の剪定をしているのは、造園業者や君津市シルバー人材センターなどです。

公園・緑地では、次のことを守りましょう

- ☆ごみや汚物を捨てない。 『ゴミは持ち帰りましょう』
- ☆犬のフンを放置しない。
- ☆ゴルフの練習をしない。 『マナーを守りましょう』
- ☆人に迷惑をかけない。
- ☆施設(遊具や植木など)をこわさない。

*ゴミ箱を置いてある公園もありますが、近年大部分は撤去しております。